

住所等を変更する方へ 届出は忘れずに！

3月・4月は、就職・転勤・進学などで転出・転入などの異動が多い時期です。

住所等を変更する場合は必ず届け出が必要です。届け出の際は、必要書類などを忘れないようご注意ください。また、本人確認のためにマイナンバーカードなどの提示をお願いします。

届出の種類	必要書類等
転出 (那須町から他の市区町村へ)	那須町から転出する方は転出届が必要です。 ・国民健康保険被保険者証（国民健康保険に加入している方） ・後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方） ・印鑑登録証（登録している方は転出すると自動的に登録が抹消されます） ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（所有している方は転入先で継続利用ができます） ・転出先住所の分かるもの ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方） ※学生や施設入所者用の被保険者証が必要なときは、その旨申し出てください。 ※届け出ができる方は、本人または町内住所の世帯主です。
転入 (他の市区町村から那須町へ)	那須町に転入する方は転入届が必要です。 ・転出証明書（前住所地の市区町村で発行したもの） ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（所有している方） ※郵送での届け出はできません。届け出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。
転居 (町内での住所の異動)	那須町内で転居する方は転居届が必要です。 ・国民健康保険被保険者証（国民健康保険に加入している方） ・後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方） ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（所有している方） ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方） ※郵送での届け出はできません。届け出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。

健康保険・年金の届出も忘れずに！

就職や退職には、健康保険、年金の異動届が必要です。社会保険に加入された方が国民健康保険の保険給付を受けると、町が保険で負担（給付）した分を返還していただくことになりますので、十分ご注意ください。

国民健康保険から社会保険へ	就職によって社会保険に加入した場合 ・国民健康保険被保険者証と社会保険被保険者証 ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方）
社会保険から国民健康保険へ	退職によって国民健康保険に加入する場合 ・社会保険離脱証明書等（退職した日や資格喪失日の分かるもの） ・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方）

入学のため転出する方は、学生用被保険者証の届け出を行ってください（在学を証明するものが必要となります）。また、卒業して就職した方は、学生用被保険者証を使用できませんので、住民生活課または各支所へ届け出をしてください。

■問合せ
 ○住所変更について 住民生活課住民年金係 ☎72-6908
 ○国民健康保険・各種医療費助成受給者証について 住民生活課医療保険係 ☎72-6909
 ○各支所 湯本支所 ☎76-3160 芦野支所 ☎74-0002 伊王野支所 ☎75-0002